

刑 法 (100点)

第1問

甲女が駅から人通りのない道を1人で自宅に向かって歩いていると、物陰からX女がバットを振りかざし、「殺してやる」と叫びながら飛び出してきた。甲は防衛のために反撃に出てXを殴打し傷害を負わせるとともに、Xの所持するバットを奪って遠くに投げ捨てた。それでもなおXは素手でつかみかかろうとしており、両者が睨み合っていたところ、甲の友人である乙男が偶然そこに来合わせた。甲が事情を説明して助けてくれるように頼むと乙は承諾した。人数的に不利となったXは甲と乙に一方的に殴られて負傷し、意識を失って倒れた。甲と乙はちょっとやり過ぎたと思い、すぐに救急車を呼んだが、搬送先の病院でXは死亡した。

解剖によりXの死因は左側頭部への暴行に伴って生じた脳内出血であることが判明した。しかし、その暴行がいつの時点に加えられたものかまではわからなかった。

甲・乙の罪責を論じなさい。

第2問

甲は、資産家の独居老人Xから多額の借金をしていたが、返済に窮し、XをXが住むマンション付近の公園に呼び出し、返済猶予を懇願したところ、侮蔑の態度を示されたのに激高し、殺意をもってXを絞殺してしまった。甲はXの死体を草むらに隠した。

甲は、警察がXとトラブルになった人物を洗い出せば自らが捜査線上に浮かぶことは必定であるが、借用証書を取り戻し、これを処分すれば、借金のことを知る者は他にいないことから、自らに対する嫌疑を解消するものと考えた。甲は、Xが住んでいた508号室の前にマンションの共用部分を通り過ぎてたどり着くと、同室が無施錠だったので難なく立ち入り、借用証書を探したが、大量の書類の山の中からこれを発見することができなかった。

そこで甲は、火を放って部屋ごと燃やしてしまえば、もしかしたらXが残しているかもしれない自らに関する記録もなくなって好都合だと思い、石油ストーブの石油を室内に流出させた後、マッチで火を放った。甲は、木製の床や壁が勢いよく燃え始めたのを確認すると、ダイニングテーブル上に無造作に置かれていた100万円の札束だけは生活の足しにするため頂いておこうとバッグに入れ、同室を立ち去った。火は、Xが立ち去った後、しばらくして通りかかった同じ階の住民が、508号室のドアから有毒ガスを含んだ白煙が漏れ出しているのに気づいて119番通報し、駆けつけた消防隊により鎮火された。

Xが住んでいた家は、鉄筋コンクリート造の10階建てマンションの1室であり、優れた耐火構造を備え、容易に他の区画には延焼しにくい構造になっていたため、他の居住者の居宅には延焼する可能性はなかった。もし仮に119番通報が遅れ、有毒ガスがより多量に発生していた場合には、廊下を経て向かいの507号室等に流入し、同室等の居住者がガス中毒の危険にさらされた可能性が高かった。

甲の罪責を論じなさい。